

札幌市屋外広告物条例施行規則（平成 11 年規則第 21 号）・新旧対照表（改正部分のみ抜粋）

現 行	改 正 案	備 考
（許可の期間） 第 6 条 条例第 3 条第 3 項（同条第 4 項及び条例第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) （省略） (2) 立看板、宣伝車、広告網、<u>広告幕及び広告旗</u> 1 月以内 (3) 柱状広告物、車体利用広告及び表示する広告の内容を定期的に変更する広告物等（前 2 号に掲げるものを除く。）1 年以内 (4) （省略） （手数料の減免申請書） 第 12 条 条例第 12 条第 2 項の規定により<u>手数料の減額又は免除を受けようとする者は、屋外広告物許可申請手数料減免申請書（様式 8）を市長に提出しなければならない。</u> （<u>手数料の算定に係る表示面積の基準</u>） 第 12 条の 2 条例別表備考に規定する規則で定める面積は、10 平方メートルとする。 （<u>管理者の資格</u>） 第 17 条 条例第 14 条第 2 項の規則で定める資格を有する者は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1) 条例第 23 条第 1 項の講習会の課程を修了し、かつ、次のいずれかに該当する者</u>	（許可の期間） 第 6 条 条例第 3 条第 3 項（同条第 4 項及び条例第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) （<u>現行のとおり</u>） (2) 立看板、宣伝車、広告網及び広告旗 1 月以内 (3) 柱状広告物、車体利用広告、<u>広告幕及び表示する広告の内容を定期的に変更する広告物等（前 2 号に掲げるものを除く。）</u> 1 年以内 (4) （<u>現行のとおり</u>） （<u>許可申請手数料の減免申請書</u>） 第 12 条 条例第 12 条第 2 項の規定により<u>許可申請手数料の減額又は免除を受けようとする者は、屋外広告物許可申請手数料減免申請書（様式 8）を市長に提出しなければならない。</u> （<u>許可申請手数料の算定に係る表示面積の基準</u>） 第 12 条の 2 条例別表 1 備考に規定する規則で定める面積は、10 平方メートルとする。 （<u>管理者の資格</u>） 第 17 条 条例第 14 条第 2 項の規則で定める資格を有する者は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) <u>屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 10 条第 2 項第 3 号イに該当する者</u> (2) <u>条例第 23 条第 1 項の講習会の課程を修了した者又は北海道若しくは北海道内に存する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が行う</u>	広告幕の許可期間の見直し（1 月→1 年） 屋外広告業の登録申請手数料と区分 登録試験合格者 北海道及び道内の 中核市が行う講習 会の修了者を対象 として明示

<u>ア～ウ（省略）</u> <u>(2)（省略）</u> （身分証明書） 第 22 条 条例第 20 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式 14）とする。 （屋外広告業の届出） 第 23 条 条例第 22 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、<u>屋外広告業届出書（様式 15）正副各 1 通に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 届出者の住民票の写し（届出者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）</u> <u>(2) 営業所ごとに置く条例第 24 条に規定する講習会修了者等が同条に定める資格等を有するものであることを証するもの</u> 2 <u>条例第 22 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告業変更等届出書（様式 16）正副各 1 通に当該変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> 3 <u>市長は、前 2 項の届出書の提出を受けたときは、届出書副本に屋外広告業届出済証印（様式 17）を押して届出者に交付するものとする。この場合において、第 1 項の届出にあっては、屋外広告業届出済証（様式 18）を併せて交付するものとする。</u> 4 <u>屋外広告業者は、前項後段の規定により屋外広告業届出済</u>	<u>屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号口の講習会の課程を修了した者（以下これらの者を「講習会修了者」という。）で、かつ、次のいずれかに該当する者</u> <u>ア～ウ（現行のとおり）</u> <u>(3)（現行のとおり）</u> 2 <u>条例第 14 条第 2 項の規則で定める法人は、講習会修了者が在職し、かつ、前項第 2 号アからウまでのいずれかに該当する者が在職する法人とする。</u> （身分証明書） 第 22 条 条例第 20 条第 2 項及び第 25 条の 4 第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式 14）とする。 （登録の更新の申請期限） 第 23 条 条例第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者は、<u>現に受けている登録の有効期間の満了の日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。</u> （登録申請書） 第 23 条の 2 条例第 22 条の 2 第 1 項の登録申請書は、<u>屋外広告業登録申請書（様式 15）とする。</u> （登録申請書の添付書類） 第 23 条の 3 条例第 22 条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、<u>次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 登録申請者が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が、条例第 22 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</u> <u>(2) 登録申請者が選任した業務主任者が、条例第 24 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書面</u>	準ずる法人の取扱いを明示 屋外広告業者に示す身分証を追加 屋外広告業の登録制度の導入
---	--	--

<u>証の交付を受けたときは、これを営業所の見やすい場所に備え付けなければならない。</u>	(3) <u>登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面</u> (4) <u>登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書</u> (5) <u>次に掲げる者の住民票の写し</u> ア <u>登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）</u> イ <u>登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）</u> ウ <u>登録申請者が選任した業務主任者</u> (6) <u>条例第 22 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる事項を証する書面として市長が必要と認めるもの</u> 2 <u>条例第 22 条の 2 第 2 項及び前項第 1 号に規定する書面は、誓約書（様式 16）とする。</u> 3 <u>第 1 項第 3 号に規定する書面は、登録申請者の略歴書（様式 17）とする。</u> <u>（屋外広告業登録簿）</u> 第 23 条の 4 <u>条例第 22 条の 3 第 1 項の規則で定める様式は、屋外広告業登録簿（様式 18）とする。</u> <u>（登録の通知）</u> 第 23 条の 5 <u>条例第 22 条の 3 第 2 項の規定による通知は、屋外広告業登録済証（様式 18 の 2）の交付により行うものとする。</u>	
---	---	--

(受講の申込み) 第 25 条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(様式 19)に<u>住民票抄本</u>を添付して市長に提出しなければならない。	(変更の届出) 第 23 条の 6 条例第 22 条の 5 第 1 項の規定により変更の届出をしようとする者は、<u>屋外広告業登録事項変更届出書(様式 18 の 3)</u>に次の各号に掲げる変更する事項の区分に従い当該各号に定める書面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が個人である場合にあっては住民票の写し、屋外広告業者が法人である場合にあっては登記事項証明書 (2) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書 (3) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第 23 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面 (4) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 住民票の写し並びに第 23 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面 (5) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 住民票の写し及び第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の書面 (6) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更 その変更を証する書面として市長が必要と認めるもの (廃業等の届出) 第 23 条の 7 条例第 22 条の 7 第 1 項の規定により廃業等の届出をしようとする者は、<u>屋外広告業廃業等届出書(様式 18 の 4)</u>を市長に提出しなければならない。 (受講の申込み) 第 25 条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(様式 19)に<u>住民票の写し</u>を添付して市長に提出しなければならない。	字句整理
--	---	-------------

(認定) 第 28 条 条例第 24 条第 1 項第 4 号に規定する認定は、<u>条例第 22 条第 1 項の規定による届出を行っている者の営業所において広告物等の表示又は設置の責任者として 5 年以上の経験を有する者で、市長が適当と認めるものについて行う。</u> 2 前項の認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会修了者等認定申請書(様式 21)に<u>住民票抄本及び経歴書を添付して市長に提出しなければならない。</u> 3 (省略)	(認定) 第 28 条 条例第 24 条第 1 項第 5 号に規定する認定は、<u>登録営業所(条例第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する登録営業所をいう。以下同じ。)</u>において広告物等の表示又は設置の責任者として 5 年以上の経験を有する者で、市長が適当と認めるものについて行う。 2 前項の認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会修了者等認定申請書(様式 21)に<u>住民票の写し及び経歴書を添付して市長に提出しなければならない。</u> 3 (現行のとおり) (標識の掲示) 第 28 条の 2 条例第 24 条の 2 の標識は、<u>屋外広告業登録票(様式 23)とする。</u> 2 条例第 24 条の 2 の規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>法人である場合にあっては、その代表者の氏名</u> (2) <u>登録年月日</u> (3) <u>業務主任者の氏名</u> (4) <u>(帳簿の備付け等)</u> 第 28 条の 3 条例第 24 条の 3 の規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>注文者の氏名又は名称及び住所</u> (2) <u>広告物等の表示又は設置の場所</u> (3) <u>表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量</u> (4) <u>広告物等を表示し、又は設置した年月日</u> (5) <u>請負金額</u> 2 条例第 24 条の 3 の帳簿は、<u>広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。</u> 3 <u>屋外広告業者は、条例第 24 条の 3 の帳簿を各事業年度の</u>	字句整理
--	--	-------------

	<u>末日をもって閉鎖するものとする。</u> 4 <u>条例第 24 条の 3 の規則で定める期間は、同条の帳簿の閉鎖後 5 年間とする。</u> <u>(監督処分簿)</u> 第 28 条の 4 <u>条例第 25 条の 3 第 1 項の規則で定める様式は、屋外広告業者監督処分簿 (様式 24) とする。</u> 2 <u>条例第 25 条の 3 第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 商号、名称又は氏名及び住所</u> <u>(2) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(3) 登録番号及び登録年月日</u> <u>(4) 処分の原因となった事実</u>	
--	---	--

別表 1

種類	共通設置基準	地域別基準		
		第 1 種 地域	第 2 種 地域	第 3 種 地域
	(省 略)			
車 体 利 用 告 告	(1)～(6) (省 略) (7) 前各号の規定にかかわ らず、市長が認める場合に 限り、車体全部に広告物を 表示することができる。			
	(省 略)			

別表 1

種類	共通設置基準	地域別基準		
		第 1 種 地域	第 2 種 地域	第 3 種 地域
	(現 行 の と お り)			
車 体 利 用 告 告	(1)～(6) (現 行 の と お り) (7) 第 4 号の規定にかかわ らず、 <u>タクシーにあっては、 車体の屋根の上への広告 物等の表示又は設置をす ることができる。</u> (8) 前各号の規定にかかわ らず、市長が認める場合に 限り、車体全部に広告物を 表示することができる。			
	(現 行 の と お り)			

タクシーの屋根の上に表示する広告物等を「車体全部に表示するもの」から別表各号に移行